

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○根本委員長 次に、階猛君。

○階委員 立憲民主党の階猛です。

平沢大臣、よろしくお願いいたします。

また、前大臣の田中先生も筆頭として引き続きこの場にいらっしゃるといことなので、きょうは、田中復興大臣時代に御答弁いただいたことなども踏まえまして、いろいろと御質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、今回、大臣所信の中で次のようなくだりがありました。「人口減少等の地域課題の解決に向け、企業、大学、NPO等の多様な主体の連携を促進」という表現ですが、これは具体的に何を指すものなのか、大臣、お答えください。

○平沢国務大臣 東日本大震災からの復興に当たっては、原状復帰にとどまらず、震災前から抱えている人口減少等の地域課題を解決して、活力と魅力あふれる地域の創造を目指すことにしております。

このため、被災地での活動を行う企業、NPO、

自治体等の取組を新しい東北の創造に向けた取組と位置づけまして、きめ細かなハンズオン支援や情報発信等により、コミュニティ形成、産業、なりわいの再生に取り組んできたところですが、これも、これからも取り組んでいきたいと考えております。

復興庁としては、これまでの取組を通じて蓄積したノウハウを被災地内外に普及、展開するとともに、継続的な支援を必要とする地域や事業者に対し、復興状況等に応じて重点的に支援を実施していきたいと考えております。

○階委員 これまでも取り組んできたことを更に進めていくということなのですが、では、これまでの取組の成果を伺いますけれども、人口減少等の地域課題を解決する上で、移住者がどうなっているかとか復興支援員の定着率はどうなっているかということをお尋ねしたいと思います。

○平沢国務大臣 被災の市町村ごとの移住者数については、各自治体において地方創生の総合戦略を策定するに当たりまして、それぞれの把握の仕方により目標を定め、数値を把握しているものと認識しております。

復興支援員の定着率については、総務省の調査によれば、令和二年三月末までに任期を終了した支援員のうち、県外から来た支援員の約六割が同一又は近隣の市町村に定住しているところと聞いております。

○階委員 移住者数については市町村ごとに把握しているということなのですが、被災自治体、そんなに数は多くないわけで、そういったところに

ヒアリングすればすぐわかる数字ですよね。

かつ、三月十日の、私、この委員会でも、やはり前大臣も移住者数を答えられなかったんですよ。ちゃんと調べて答えるべきではないかという話をしたら、「御指摘の点は私どもも受けとめてまいりたい」と、ちゃんと答えているんですよ。

いまだに把握していないということはどういうことなんでしょうか。やる気がないんじゃないですか。把握しようと思えばできる数字でしょう、今の話からすると。何で答えられないんですか。お答えください。

○平沢国務大臣 私たちが県から聞いた数字でいいですよ、岩手県は……（階委員「県じゃなくて、被災市町村ごとに聞いていますよ」と呼ぶ）いや、今手元にあるのは、これは県のあれなもので。（階委員「それは、この間もそうだった。通告してありますよ」と呼ぶ）

ここにあるのは県で、市町村のものは、恐らく事務当局がまだ集計していないんだと思います。いずれにしても、大変申し訳ございません。

○階委員 これは、私の責任で、必ず至急やらせます。これは、三月にも同じことをやって、答えられなくて、当然調べていると思ったんですよ。

やる気が全く感じられないんですね。かつ、そのとき、三月十日には、まさに移住者をふやすということについて、前大臣も、お尋ねしたところ、移住者をふやすための取組というのは一番重要なことだと前大臣は答えになつていたんですよ。にもかかわらず、現在、移住者はどうなっている

のか、実態も把握していないと。どういうことなんでしょうか。全く前大臣から引継ぎがされていないのか、それとも役所の皆さんにやる気がないのか。これは大問題だと思えますよ。

本当にこれは、復興を進めるに当たって、去年の暮れに基本方針というのが新しく出ましたよね。これも大臣、これはさすがにお読みになつていかと思うんですけれども、その基本方針の最初の方に、「コミュニティを再生し、持続可能で活力ある地域社会を創り上げていく。」ということを書きちゃんと書いてあるわけですよ。まさにその持続可能な活力ある地域社会をつくる上で、この移住者をどうやってふやしていくのかというのは大きな課題ですよ。

前大臣が一番重要なこととおっしゃったことについて現状把握すらしていない、これは大問題で、ぜひ、平沢大臣のリーダーシップで、至急現状を把握していただけませんか。もう一度答弁をお願いします。

○平沢国務大臣 都道府県もありますし、資料を見ていますと、細かい市町村別のものもあるようですので、ただ、その集計とかさういったのは、データとしてまだちょっと、今この手元にありませんので、そこは、私の責任で、早く集計して、それで先生のところへ届けさせていただきます。

○階委員 これは、三月に質問していただいてこのありさまですからね。私は愕然としましたよ、正直言つて。これは、大臣、しっかりお願いします。

それで、移住者をふやす上で、きょう資料をお配りしていますけれども、事業復興型雇用確保事

業、これは制度要求になつていますけれども、これをぜひ活用すべきではないかということも、三月十日に、私、前大臣にお尋ねしました。そのときの前大臣の答弁は、本当に実の上がるようにしなければならぬということ、賛同を示されたわけですよ。

実の上がるようにしなければならぬという中で、私は、この雇用促進事業、雇用される側が、今の仕組みだと、被災地域内の方しか雇用の対象にならないんですが、さういった方を雇用して初めて補助金が出るわけなんです、それだと移住者に対しては適用がなかなか難しいわけですね。なので、移住されるような方を雇用される場合もこの補助金が出るような仕組みにすべきではないかと思うんですが、いかがでございましょうか。

○平沢国務大臣 お尋ねの事業復興型雇用確保事業については、職を失った被災者の生活を維持し、求職者を救済する趣旨から、被災者に限定することとは目的に沿った適切なものと思料しております。人口が著しく減少した被災地への対策として本事業の枠組みを変更すべきとの委員の御指摘でございますけれども、産業育成や地方創生など幅広い施策で、どのようなものが適切かをよく検討した上で対応すべきではないかと考えております。

○階委員 まさに事業復興型という中で、NPOも、移住者をふやしたりとかコミュニティを活性化するためのいろいろな事業をしているわけですよ。そうしたNPOが雇用をふやした場合にも適用されるべきだと思うんですが、この点について、NPOには適用があると聞いていますけれども、間違いないですか。

きのう確認したところなんですけれども、確認したところなんです。とめてください。何で答えられないんだ。

○根本委員長 復興大臣、よろしいですか。（発言する者あり）ちょっと一回答えさせて。

平沢復興大臣。

○平沢国務大臣 移住や雇用の促進に当たっては、地域に根差したNPO等の多様な主体と連携して取り組むことが重要でございます。

被災地においても、移住や雇用の増加に資する取組を展開するNPO等に対して、地方創生推進交付金による支援が可能でございます。

復興庁としては、復興局における地方創生政策の相談窓口機能の強化を図り、当該交付金を始めとする地方創生政策のさらなる活用に向けた連携を強化しております。

こうした政策によりまして、地域の魅力を知るNPO等の活動支援を含め、持続可能な地域社会の実現に向けて取り組んでまいりたいと思えます。

○階委員 今、事業復興型雇用確保事業の話をしてるんです。今の制度の話。この中で、雇用する主体がNPOの場合であっても、この補助金は得られるのかどうかということを確認しています。これは、きのう、事前レクのときに確認しているところなんですけれども、改めて大臣に確認します。

○平沢国務大臣 NPOは対象外だそうです。（階委員「対象外。ちょっと待って。対象外ですか。きのう聞いたのと違うんだけれども。ちょっとと

めてください」と呼ぶ）

○根本委員長 ちよつと事務方、ちゃんと説明して。速記をとめて。

〔速記をとめて〕

〔速記中止〕

○根本委員長 速記を起こしてください。

平沢復興大臣。

○平沢国務大臣 今確認しましたら、やはり対象外だそうです。

○階委員 外。ちよつと待って。いや、やはり、大臣、まずいですよ、復興庁。これね、きのうメールで確認しているんですよ、一応、質問する前に。事業復興型雇用確保事業における事業主はNPO法人でも対象となるのかという問いに対して、お問合せの件につきましては、NPO法人であったとしても雇用保険の適用事業所であり、支給要件を満たせば対象となりますとちゃんと答えているんですよ。何で対象外になるんですか。どうなっているんですか。

ちよつととめてくださいよ。整理してくださいよ。

○根本委員長 答えられますか。

じゃ、速記をとめてください。

〔速記中止〕

○根本委員長 速記を起こしてください。

平沢復興大臣。

○平沢国務大臣 大変失礼しました。

正確には対象外か何かはつきりしませんので、これは一旦引き取って、後にまた報告させていただきます。

○階委員 ちよつとそれはおかしいよね。ちよつと今、整理させていただきますよ。

○根本委員長 時計をとめてください。

〔速記中止〕

○根本委員長 速記を起こしてください。

平沢復興大臣。

○平沢国務大臣 大変済みません。申しわけございませんでした。

雇用保険の適用される事業所であれば対象となるということだそうです。

○階委員 いやいや、だから、さつき大臣が答える前に後ろで言っていた人は何だったんですかね。

私、確認のために聞いたんですよ、きのうもらっている答弁。それでこうですからね。大臣、まずいですよ、復興庁、組織として。もうこの委員会も成り立たなくなりますよ。

私、大臣、本当これ、何か最近私も思うんですけども、復興庁、全然司令塔の機能を果たしていかなくて、何か質問するたびに、ちよつと私ではわからないので担当の厚労省に聞いてみますとか国交省に聞いてみますと。何のためにこれだけの組織があるんですかね。今のなんかは最たるものですよ。きのう聞いたことときよう話すことが違うなんて、あり得ないですよ。わかっている人がいないんじゃないですか、復興庁の中に。大丈夫なんですか、本当に。

これは、被災地に対して失礼きわまりない。何が被災地に寄り添うですか、全く寄り添っていないですよ。司令塔の機能を果たすんだったら、ちゃんと皆さん勉強してこの場に臨んでくださいよ。

大臣、ぜひそこを徹底してください。

その上で、私、陸前高田市に先日行ってまいりまして、NPOの方々、五つぐらいの方から活動状況を伺いました。移住者をふやしたり、交流人口や関係人口をふやしたり、あるいは復興支援員や地域おこし協力隊が定着しやすいようにコミュニティに溶け込むためのいろいろな仕事をされているということ、このNPOの皆さんというの、復興によっていろいろつくられてきたインフラと同じように、地域にとって極めて重要な財産だということ、私は認識しました。

そういう中で、コロナ禍もあり、そうした交流人口をふやすとか関係人口をふやすとか、そういった事業からNPOも収益を得ているわけですが、そういうことが難しくなってきたというわけですが、ただ、こうした活動をしている貴重なNPOをここで途絶えさせるわけにはいかないと、ふうに思っています。被災地の移住者や雇用者をふやしたり、復興支援員や地域おこし協力隊の定着率を高めるためにも、NPOの活動をもっと支援すべきではないかと思えます。

これは、後ろからまた変なことを言われるとあれだから、大臣の言葉で、NPOの支援について思いを聞かせてください。

○平沢国務大臣 NPOの方が全国で頑張っているということは、この前、私、全国の拠点で頑張っている方とお話をして、痛切に感じたところでございます。

そういったNPOの方が被災者のいろいろなお世話をしてくださっているわけでございます。

こうしたNPOの皆さん方に対する支援というのはこれは当然のことで、私たちがこれをもっと、NPOの現場で頑張っている方が余り苦勞をすることがないように、できる限りのお手伝いはさせていただきますと考えております。

○階委員 その上で、最初の話ですけれども、この事業復興型雇用確保事業、移住されている方に適用がなかったりとか、あるいはNPOの場合に本当に使えるのかどうか、何か今も中途半端な答えをされていて、あんな答えを国会でするようだと、NPOの皆さんにはこれは本当に使えるんだろうかという疑問を持たれるわけです。NPOの皆さんにもちゃんと要件を満たせば使えるんだということも示した上で、かつ、制度的にも、移住者をふやすためにもっと使い勝手がいいようなものにしていく、これも大臣のリーダーシップでお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○平沢国務大臣 NPOの皆さん方に、使いやすい、そして本当に喜んでもらえる制度にするのは当たり前のことでございまして、そこはNPOの皆さんに対する広報も含めてしっかり取り組んでいきたいと思えます。

○階委員 十年の節目を迎えるに当たって、来年の四月からは、岩手の復興局は釜石に移り、宮城の復興局は石巻に移る。より被災地に近いところに行くわけですね。

大臣も所信でおっしゃっていました。残された課題について、被災者に寄り添い、地域の実情に応じて、きめ細かい対応をしていくということをおっしゃっていました、最初の方で。

まさに、そういった、寄り添って、きめ細かい対応をするというのであれば、復興庁が率先して、職員の被災地への居住とか、そして、居住した上でテレワークを進めていくとか、こういうことに取り組むべきだと思いますよ。復興庁の職員が被災地に居住してテレワークを行うことによつて、被災地域にとつてもプラスになるでしょうし、復興庁にとつてもプラスになるでしょうし、日本全体にとつても、これから地方分散社会をつくっていく、あるいは、課題先進地と言われている被災地でいろいろなことを官僚の皆さんが学ぶ、これは日本にとつてもいいことです。

被災地にとつても復興庁にとつても日本にとつても、復興庁が率先して被災地への居住とテレワークを進めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○平沢国務大臣 被災地に親身に寄り添うという点について言いますと、来年度には、岩手復興局そして宮城復興局をそれぞれ沿岸域に移設し、残された課題に積極的に取り組んでいくことを予定しております。

さらに、本庁職員も、コロナ禍の中、被災地関係者の理解が得られる範囲で、感染拡大防止のための措置をとりながら、被災地への出張を継続しているところがございます。また、必要に応じ、テレビ会議システム等を活用して被災地としっかりとコミュニケーションをとっているところでございます。

ただ、今委員の御指摘のところも踏まえまして、そういったことも今後検討に入れていきたいと思

いますし、いずれにしろ、被災地との意思疎通を図り、実情をしっかりと把握しながら、復興のさらなる加速化に全力を尽くしていきたいと考えております。

○階委員 実は、陸前高田もそうですけれども、区画整理でかさ上げした土地についてはまだまだ活用が進んでいないですね。マッチングということも今復興庁やられているようですけれども、きのうその実績をお聞きしましたところ、売りたい、貸したいという希望者の案件が千五百八十八件ぐらいあるそうですね。土地の筆数でいうと。その中で、まとまっているのが二一%ぐらいだと。あるいは、面積ベースでも二二%ぐらいしかまとまっていないということのようなんです。

こうした被災地の実情をつぶさに見ていただいで、どうやったら被災地を活性化していけるかということも、まさに、大臣も同じ所信の最後の方にもおっしゃっていました、復興の司令塔として、現場主義を徹底し、被災者に寄り添いながら、引き続き、一日も早い東日本大震災からの復興に全力で取り組んでいくということをおっしゃっているわけだから、ぜひ、本省にいて何かよくわからない各役所との連絡役をするんじゃないかと、現場にまさに常住して、被災地に寄り添うような現場主義の仕事をしていただきたいと思います。

大臣、最後にその点、決意をお尋ねします。
○平沢国務大臣 今の委員の御指摘の点は、私と全く考え方は同じでございます。

これは現場を見ないで語ることもなかれて、現場

を見ないで、ただ、オンラインが普及したにせよ、やはり私は、直接行って、直接見て、直接肌で感じて、直接聞いたことで私たちは仕事を進めていかなければならないと思います。現場主義というのはそういう意味で私のあれの中に書かせていただいたわけでございます。その現場主義を更に徹底するよう、これからしっかりと取り組んでいきたいと思えます。

○階委員 きょう御提案申し上げたこと、大臣のリーダーシップでなるべく早く前に進めていただきますようお願い申し上げます。質問を終わります。

ありがとうございました。